

公益財団法人世界こども財団評議員及び役員の費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人世界こども財団（以下「この法人」という。）の評議員及び役員の費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(費用の種類)

第2条 評議員及び役員の職務を行うために必要な費用は、次に各号に掲げる費用とする。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊費
- (3) 会議等の参加費
- (4) 職務に関連する各種手数料
- (5) その他評議員及び役員の職務に関連して必要な実費

(費用の支払)

第3条 評議員会及び理事会の出席に係る費用は支払わない。ただし、評議員又は役員が神奈川県外の都道府県から出席する場合で、著しく費用負担が大きい場合は、この限りでない。

- 2 前条第1項第1号に規定する交通費は、基本的に公共交通機関を使用したとして算出される費用を支払う。
- 3 前条第1項第2号に規定する宿泊費は、宿泊しなければならない合理的な理由がある場合に限り支払う。ただし、宿泊費の算出に当たっては常識の範囲内（上限：15,000円／1泊）とし、領収書をもって支払う。
- 4 前条第1項第3号に規定する参加費は、参加領収書をもって支払う。
- 5 前条第1項第4号に規定する各種手数料は、その領収書をもって支払う。
- 7 前条第1項第5号に規定する実費は、その支払に合理的な理由がある場合に限り支払う。

(規程の準用)

第4条 理事長が、評議員会或いは理事会の議事に必要として関係者を招集した場合についても、この規程を準用する。

(補則)

第5条 本規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定めるものとする。

(改廃)

第6条 本規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

【附則】

本規程は、平成27年5月12日から施行する。